

公務中・通勤途中に事故などにあったとき 原則保険診療を受けることはできません！

組合員が公務中や通勤途中に発症した傷病で治療を受ける場合、原則として保険診療を受けることはできません。これらの療養に係る費用は、地方公務員災害補償基金または労働基準監督署のどちらかが負担することとなっています。公務に関わる状況で怪我や病気を発症し治療を受ける際は、医療機関に対し「公務中の受傷」であることを説明したうえで、会計時には医療機関の指示に従って会計をしてください。

なお、保険診療を受ける場合は、速やかに共済組合に連絡をしてください。

同時に、所属所を通じて公務災害・労働災害の申請手続も速やかに行ってください。

留意点

- 労働者災害補償保険法の適用を受ける学校等で勤務する会計年度任用職員の方は特にご注意ください。医療費の全額を組合員が自己負担した状態でないと、労働基準監督署は労災保険請求を受理できないため、保険診療を受けると清算のためかえって時間がかかります。

保険診療を受けることができる場合

- ①公務上の傷病であることが明らかでない場合で、公務災害・労働災害認定請求中である場合
⇒組合員証使用届など所定の書類を提出し、認定結果は速やかに報告してください。
- ②公務災害・労働災害申請手続を進めたが、結果的に認定されなかった場合
- ③上記の場合以外で共済組合が使用を認めた場合

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎03-5320-6827